

生駒市条例第6号

生駒市社会教育委員に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年3月13日

生駒市長 山下 真

生駒市社会教育委員に関する条例の一部を改正する条例

生駒市社会教育委員に関する条例（昭和56年7月生駒市条例第20号）の一部を次のように改正する。

第1条中「設置」の次に「、委嘱の基準」を加える。

第5条を第6条とし、第4条を第5条とし、第3条を第4条とし、第2条の次に次の1条を加える。

（委嘱の基準）

第3条 委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者のうちから生駒市教育委員会が委嘱する。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。